

役員等報酬等に関する規程

社会福祉法人 清水新生会

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 清水新生会(以下「当法人」という)定款第 21 条及び旅費規程第 18 条第 2 項の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬支給について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、役員等の報酬とは、役員等が理事会等に出席するための報酬、並びに監事が監査するための報酬をいうものとする。
2 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(支 給 額)

第 3 条 報酬の額は、別表 1 の額とする。

(支給方法)

第 4 条 報酬は、当該会議等に出席した都度 現金にて支払うこととする。

(公 表)

第 5 条 当法人は、この規定及び旅費規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 6 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(実情にそぐわない場合の措置)

第 7 条 この規定の実施に関し必要な事項、適用することが著しく実情にそぐわない場合は、その都度理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 16 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

平成 22 年 6 月 1 日 改正

令和 5 年 6 月 15 日 改正

平成 25 年 8 月 1 日 改正

(別表 1)

内 容	金 額
理事・監事・評議員の理事会・評議員会 出席のための報酬	10,000円(税抜)
監事の監査のための報酬	30,000円(税抜)
その他、出張の場合の交通費等	報酬:20,000円(税抜) 交通費: 実費相当額